

職場の労働問題でお困りの方へ ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施する制度、サービス等についてご紹介します。なお、制度及びサービス内容の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

機関名と主な特徴	相談	紛争解決制度	裁判	ページ
①宮崎労働局 ・労働者(求職者)と事業主との間の個別労働関係紛争について、労働相談、助言・指導及びあっせんを行います。 ・労働者と事業主との間の職場におけるハラスメント防止措置等に関する紛争、障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供に関する紛争、パートタイム・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する均衡・均等待遇等に関する紛争について、労働相談、紛争解決援助及び調停を行います。	○	○		2ページ 3ページ
②宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 ・労働に関する様々な問題について相談を受けます。	○			4ページ
③宮崎県労働委員会 ・労働者と使用者の民事上の争いについて、公益・労働者・使用者の各委員により、公平・中立な立場であっせんを行います。	○	○		5ページ
④日本司法支援センター宮崎地方事務所(法テラス宮崎) ・法律相談と弁護士・司法書士費用の立替えを行います。	○			6ページ
⑤宮崎県弁護士会 ・弁護士が職場の労働問題全般の相談を受けます。	○			7ページ
⑥宮崎県司法書士会 ・司法書士による法律相談とあっせんを行います。	○	○		8ページ
⑦宮崎県社会保険労務士会 ・社会保険労務士による労働相談とあっせんを行います。	○	○		9ページ
⑧日本産業カウンセラー協会九州支部 ・産業カウンセラーが様々な相談を受けます。	○			10ページ
⑨宮崎地方裁判所、宮崎簡易裁判所 ・調停、労働審判、訴訟等の司法手続を行います。			○	11ページ

【労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会】

構成員：宮崎労働局（事務局）、宮崎県、宮崎県労働委員会、宮崎地方裁判所、日本司法支援センター宮崎地方事務所、宮崎県弁護士会、宮崎県社会保険労務士会、宮崎県司法書士会、(一社)日本産業カウンセラー協会九州支部

宮崎労働局	問合せ先	利用できる制度	制度概要等
	①個別労働関係紛争 ②男女雇用機会均等法関係 ③育児・介護休業法関係 ④労働施策総合推進法関係 ⑤パート・有期雇用労働法関係 ◎宮崎労働局 雇用環境・均等室 (電話) 0985-38-8821 【総合労働相談コーナー】 ◎宮崎コーナー (電話) 0985-29-6000 ◎延岡コーナー (電話) 0982-34-3331 ◎都城コーナー (電話) 0986-23-0192 ◎日南コーナー (電話) 0987-23-5277 ※②、③、⑤の相談については、雇用環境・均等室に取り次ぎます。 ⑥障害者雇用促進法関係 ◎宮崎労働局 職業安定部職業対策課 (電話) 0985-38-8824 ⑦労働者派遣法関係 ◎宮崎労働局 職業安定部職業安定課 需給調整事業室 (電話) 0985-38-8823	相談	【制度概要】 ①について 個別労働関係紛争(解雇、雇止め、懲戒処分、労働条件引下げ、出向・配置転換、人事評価、退職勧奨、採用内定取消、自己都合退職、昇給・昇格、定年年齢差別、賠償、募集・採用、教育訓練、雇用管理改善、その他労働条件等)についての相談を受け付けております。 ②～④について 雇用分野におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法に関する相談を受け付けております。 ⑤について パートタイム労働者及び有期雇用労働者に対する均衡・均等待遇等パートタイム・有期雇用労働法に関する相談を受け付けております。 ⑥について 障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供等障害者雇用促進法に関する相談を受け付けております。 ⑦について 派遣労働者に対する均衡・均等待遇等労働者派遣法に関する相談を受け付けております。 【費用】 無料 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 ●総合労働相談コーナー 月～金(労働局・宮崎) 9:00～16:30 (延岡・都城・日南) 9:00～16:00 ●雇用環境・均等室 月～金 8:30～17:15 ●職業安定部 月～金 8:30～17:15 ※土曜日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		助言・指導	【制度概要】 個別労働関係紛争について、宮崎労働局長が、紛争当事者に対して、話し合いを促したり、問題点を指摘して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 【費用】 無料

宮崎労働局	問合せ先	利用できる制度	制度概要等
	①個別労働関係紛争 ②男女雇用機会均等法関係 ③育児・介護休業法関係 ④労働施策総合推進法関係 ⑤パート・有期雇用労働法関係 ◎宮崎労働局 雇用環境・均等室 (電話) 0985-38-8821 【総合労働相談コーナー】 ◎宮崎コーナー (電話) 0985-29-6000 ◎延岡コーナー (電話) 0982-34-3331 ◎都城コーナー (電話) 0986-23-0192 ◎日南コーナー (電話) 0987-23-5277 ⑥障害者雇用促進法関係 ◎宮崎労働局 職業安定部職業対策課 (電話) 0985-38-8824 ⑦労働者派遣法関係 ◎宮崎労働局 職業安定部需給調整事業室 (電話) 0985-38-8823	あっせん	【制度概要】 個別労働関係紛争について、宮崎労働局長から委任を受けた宮崎紛争調整委員会(弁護士等の委員で構成)から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けたあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間で解決に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんに申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。
		援 助	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法、障害者雇用促進法及び労働者派遣法に関する労使紛争について、宮崎労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、話し合いを促したり、問題解決に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)することにより、解決を図る制度です。
		調 停	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法、障害者雇用促進法及び労働者派遣法に関する労使紛争について、宮崎労働局長から委任を受けた宮崎紛争調整委員会(弁護士等の委員で構成)から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。
			【費用】無料

	問合せ先	利用できる制度	制度概要等
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課	◎宮崎中小企業労働相談所 (宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課内) (電話) 0985-44-2618	相 談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けております。
	◎日南中小企業労働相談所 (日南県税・総務事務所総務商工センター内) (電話) 0987-22-2714		【費用】 無 料
	◎都城中小企業労働相談所 (都城県税・総務事務所総務商工センター内) (電話) 0986-23-4518		【相談方法】 電話、面談又はメール。
	◎延岡中小企業労働相談所 (延岡県税・総務事務所総務商工センター内) (電話) 0982-33-2862 (メール) koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp		【受付日時】 月曜～金曜 8:30～12:00及び13:00～17:00 ※祝祭日、年末年始は除きます。

宮 崎 県 労 働 委 員 会	問合せ先	利用できる制度	制度概要等
	◎宮崎県労働委員会事務局 (宮崎県庁3号館6階) (電話) 0985-26-7262 (FAX) 0985-20-2715 (HP) https://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdohi/shigoto/rodo/rohdohiinkai/index.html ◎労働相談専用ダイヤル「働くあんしんサポートダイヤル」 (電話) 0985-26-7538	相 談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談に応じています。 使用者への指導権限はありませんが、相談の内容に応じて、関係法令の分かりやすい説明や、円満な解決のためのアドバイス等を行っています。
			【費用】 無 料
			【相談方法】 面談、電話、FAX、HP上の相談フォーム。
			【相談日時】 月曜～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00 ※祝祭日、年末年始は除く。
		あっせん	【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働問題に関する紛争について、あっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによる解決のお手伝いをいたします。 労働者、使用者のどちらからでも申請ができます。 あっせん員は、原則として公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(経営者団体の役員等)から各1名、計3名の三者構成で、公平・中立な立場で問題解決に当たります。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、強制力はないものの、手続が迅速かつ簡便です。 ※労働者個人でなく、労働組合と使用者間の労働争議については、労働委員会の集団的労働紛争のあっせん・調停・仲裁、不当労働行為救済の制度を利用することになります。
			【費用】 無 料
			【その他】 手続等の詳細は、宮崎県労働委員会事務局までお問い合わせください。

法 テ ラ ス 宮 崎	問合せ先	利用できるサービス	制度概要等
	◎日本司法支援センター宮崎地方事務所(法テラス宮崎) (電話) 0570-078367 ◎法テラスサポートダイヤル (電話) 0570-078374 (HP) https://www.houterasu.or.jp	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、一般的な法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。 法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。
			【費用】 無 料
			【利用方法】 電話又は来所。
			【受付日時】 ●法テラス宮崎 平 日 9:00～17:00 ●サポートダイヤル 平 日 9:00～21:00 土 曜 9:00～17:00(日曜、祝祭日休業)
			【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。
		民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。 【費用】 法律相談は無料 【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。 要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 援助を受けるためには、①月収が一定額以下であること、②保有資産が一定額以下であること、③勝訴の見込みがないとはいえないこと、④民事法律扶助の趣旨に適することの条件を満たす必要があります。

宮 崎 県 弁 護 士 会	問合せ先	利用できるサービス	制度概要等
	(電話) 0985-22-2466 (FAX) 0985-22-2449 (HP) https://www.miyaben.jp/	職場における パワハラ・マタ ハラ相談	【サービス概要】 労働問題を取り扱う弁護士が、主に職場におけるパワハラ・マタハラに関する相談をお受けします。
			【日時・場所】随時、各担当弁護士の事務所
			【利用方法】要電話予約 宮崎県弁護士会と宮崎労働局備え付けの名簿に登載された弁護士に直接相談をお申込みください。
			【費用】相談料は各事務所の基準によります。
		一般法律相談	【サービス概要】 職場の労働問題全般についての相談をお受けします。
			【日時・場所】随時、宮崎県弁護士会
			【利用方法】要電話予約(0985-22-2466)
			【費用】相談料 約30分5,000円(税別) 要件を満たせば法テラスの民事法律扶助(無料相談)のご利用も可能です。
		県北民事当番	【サービス概要】 職場の労働問題全般について相談をお受けします。
			【日時】毎週木曜日
			【場所】延岡地区の各担当弁護士の事務所
			【利用方法】(要電話予約) 宮崎県弁護士会にお電話いただき、担当弁護士をご確認のうえ、担当弁護士に直接相談をお申込みください。
			【費用】相談料は各事務所の基準によります。要件を満たせば、法テラスの民事法律扶助(無料相談)のご利用も可能です。
		夜間テレホン 法律相談	【サービス概要】 職場の労働問題全般について弁護士が電話で相談をお受けします。匿名での相談も可能です。
			【日時】毎週水曜日 19:00～20:30
			【場所】電話相談:0985-23-6112 (上記時間帯のみ有効)
			【利用方法】予約不要。 お話し中の場合には時間をおいてお掛け直してください。
			【費用】無料(ただし、通話料は自己負担)

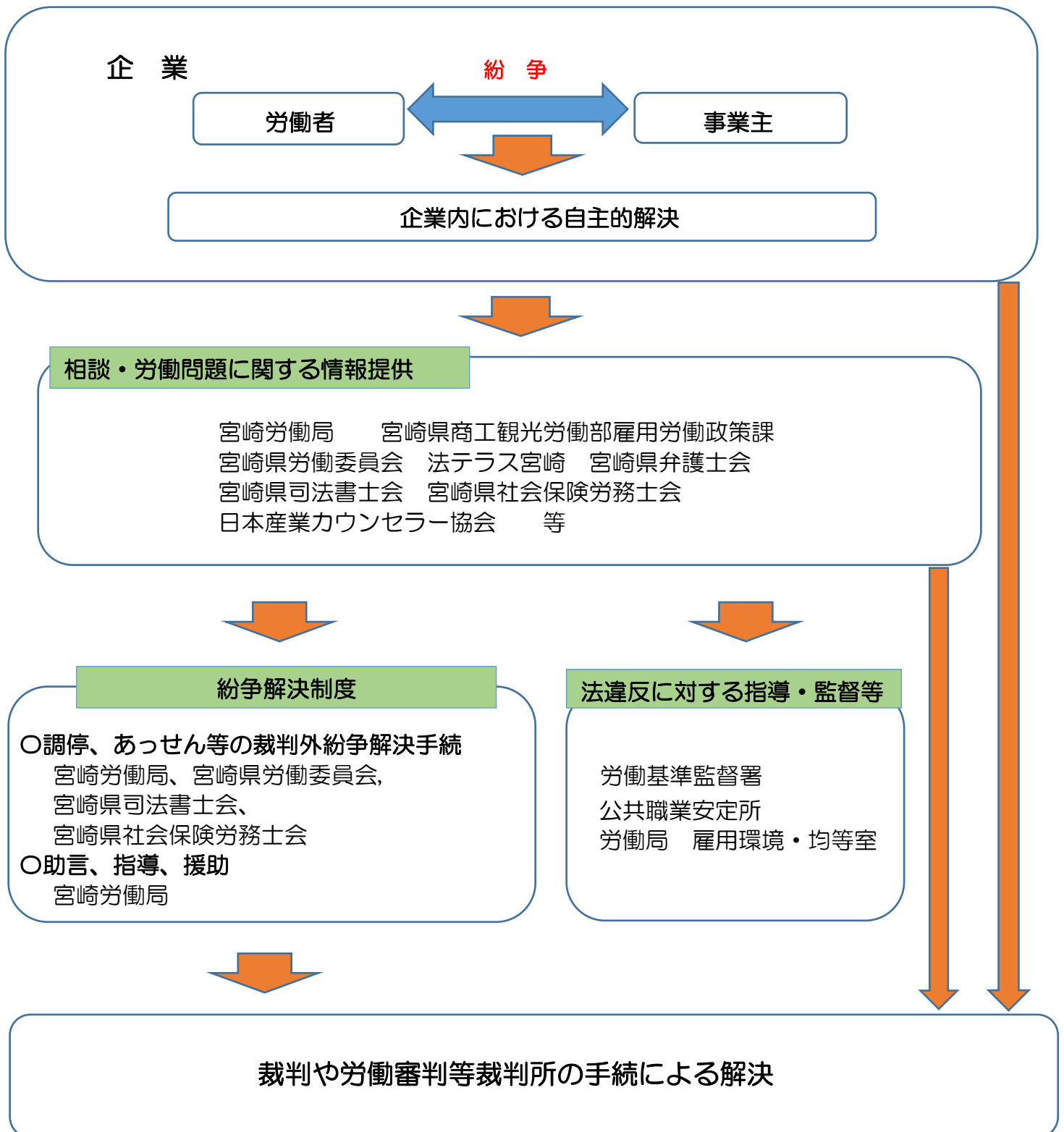
宮 崎 県 司 法 書 士 会	問合せ先	利用できるサービス	制度概要等
	(電話) 0985-28-8538	無料電話法律相談	【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与(名義変更)、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって電話での相談をお受けします。
			【相談日時】 祝祭日、土曜・日曜を除く 9:00～16:00
			【利用方法】 電話(0120-969657) 司法書士を紹介 相談時間:1人30分以内
			【費用】 無 料
		ADRセンター	【サービス概要】 民事上の司法処理機関として司法書士による調停の裁判外紛争解決手続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手続を行っています。紛争の目的価格が金140万円以下の民事に関する紛争に限定されます。
			【費用】 有料 申立手数料5,000円(税別) 期日手数料10,000円(税別、1期日ごと)

宮 崎 県 社 会 保 険 労 務 士 会	問合せ先	利用できるサービス	制度概要等
	◎総合労働相談所 (電話) 0985-60-3876 ◎職場のトラブル相談ダイヤル (電話) 0570-07-4864 (全国社会保険労務士連合会) ◎社労士会労働紛争解決センター宮崎 (電話) 0985-20-8160	労働相談	【サービス概要】 社会保険労務士が、労働者及び事業主からの労働諸問題(労働契約・労働時間・有給休暇・賃金・退職・パワハラ・セクハラ等)に関するご相談をお受けします。
			【相談日時】 月曜～金曜日 9:00～16:00 年末・年始、祝日等を除く
			【相談方法】 電話又は対面(対面相談は要予約)
			【費用】 2回まで無料
		職場のトラブル相談ダイヤル	【受付時間】 月曜～金曜日 11:00～14:00 年末・年始、祝日等を除く
		労働紛争解決センターによるあっせん	【制度概要】 労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士(あっせん委員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。
			【受付時間】 月曜～金曜日 9:00～17:00 年末・年始、祝日等を除く 【費用】 申立手数料1,050円(税込)

日本産業カウンセラー協会	問合せ先	利用できるサービス	制度概要等
	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 九州支部 (電話) 092-434-4433	こころナビゲーション	【サービス概要】 仕事のこと、人間関係のこと、将来のことなど、家族のことなど、家族や友人だからこそ相談できない問題はありませんか。輝く5年後、10年後を目指すためのカウンセリングです。
			【費用】無 料
			【利用方法】 ◎完全予約制。1週間前までに青少年プラザ(0985-24-9138)に予約。 ◎対象：宮崎市内在住または在勤の15歳～40歳(学生不可)※匿名、ニックネームでも申し込みます。 ◎毎月第2・第1木曜日。19時～、20時～
			【受付日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		カウンセリング	【サービス概要】 オンラインまたは宮崎市近隣のサテライト会場でのカウンセリングを行っています。 仕事、家庭、人間関係、自分自身のこと、将来のことなど、様々な相談に対し、その分野について専門性の高い産業カウンセラーが対応します。
			【費用】 8,800円(税込、1回50分) ※当協会会員、賛助会員の場合7,700円(税込)
			【利用方法】 完全予約制(最低でも1週間前に電話で予約) 実 施 日 月曜～金曜 ※祝日を除く 10時～15時の間に開始 相 談 時 間 1回50分
		働く人の無料電話相談	【サービス概要】 毎年9月の世界自殺予防デーに合わせて、無料電話・SNS相談を実施。 実施日：2024年9月10日(火) 10:00～22:00。 フリーダイヤルの番号等は協会ホームページでご案内します。
		働く人の悩みホットライン	電話番号：03-5772-2183 開設時間：月～土曜日15時～20時 (祝日・年末年始除く) 相 談 料：無料 (通話・通信にかかる料金は相談者負担) 相談時間：一人1日につき1回30分以内

裁 判 所	問合せ先	利用できる制度	制度概要等
	◎宮崎地方裁判所 (電話) 0985-68-5131(地裁民事 受付係直通) ◎宮崎簡易裁判所 (電話) 0985-68-5153(簡裁民事 調停係直通)	民事調停手 続(簡易裁判 所)	【制度概要】 裁判官と民間から選ばれた調停委員(2名以上)で構成 する調停委員会の仲介によって、簡易な事案から複雑困 難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続で す。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張 書面や証拠は必要とされませんし、調停は非公開の席で 行いますので、他人に知られたくない場合にも安心して事 情を話すことができます。
		少額訴訟手 続(簡易裁判 所)	【制度概要】 60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用する ことができる訴訟手続です。 原則として、1回の審理で判決がされるため、審理の日に 証拠や証人を準備する必要があります。 比較的簡明で争点の少ない事案の解決に有用な手続で す。
		労働審判手 続(宮崎地方 裁判所 本庁)	【制度概要】 労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審 判員(2名)が労働審判委員会を構成し、原則として3回以 内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審 判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるた め、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいで しょう。
		民事訴訟手 続(簡易裁判 所・地方裁判 所)	【制度概要】 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最 最終的に判決によって解決を図る手続です。 請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、 140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明ら かにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張 を的確に行う必要があります。 利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいで しょう。
		費 用	上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になり ます。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によっ て異なります。
		注 意 点	裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、 案内用リーフレットをお渡ししています。 ただし、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っ ておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があり ます。

個別労働紛争解決の大まかな流れ



(R7.5月改訂)